神奈川県

令和7年6月11日
記者発表資料

令和７年度６月補正予算案等の概要

Ⅰ　補正予算案について

国による高校無償化の先行措置への対応や物価高騰対策のほか、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

１　歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

（単位：億円、％）

会計別	前回までの累計額	補正予算額			６月現計予算額	（参考）７年度６現/６年度６現
		６月補正その１	６月補正その２	計		
一般会計	22,158.24	118.68	26.72	145.40	22,303.64	105.4
特別会計	22,833.95	－	－	－	22,833.95	101.6
企業会計	1,645.13	－	－	－	1,645.13	102.6
計	46,637.33	118.68	26.72	145.40	46,782.73	103.4

(2) 一般会計の財源内訳

（単位：億円）

款別	前回までの累計額	補正予算額			６月現計予算額
		６月補正その１	６月補正その２	計	
国庫支出金	1,401.34	118.14※1	23.95	142.10	1,543.44
寄附金	2.60	－	1.50	1.50	4.10
繰入金	1,678.96	0.53	0.97	1.50※2	1,680.47
県債	907.24	－	0.29	0.29	907.53
その他	18,168.07	0.00	－	0.00	18,168.07
計	22,158.24	118.68	26.72	145.40	22,303.64

※１　国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は 25.03 億円

※２　繰入金は全て、財政調整基金繰入金

（注）計数は、小数点第２位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2　補正予算案の主な内容

(1)　６月補正予算案（その１）

ア　高校生等への教育費支援の拡充（93 億 5,944 万円）

国による高校無償化の先行措置への対応として、高校生等への教育費支援を拡充する。

㊐○　高校生等臨時支援金の支給　　92 億 8,644 万円

授業料への支援を拡充するため、高等学校等就学支援金制度で所得制限（年収約910万円以上）を受けている世帯の高校生等を対象に、公立高校授業料相当額（上限11万8,800円）の臨時支援金を支給する。

①　私立分：48億4,605万円

②　公立分：44億4,039万円

＜国制度による支給額のイメージ＞

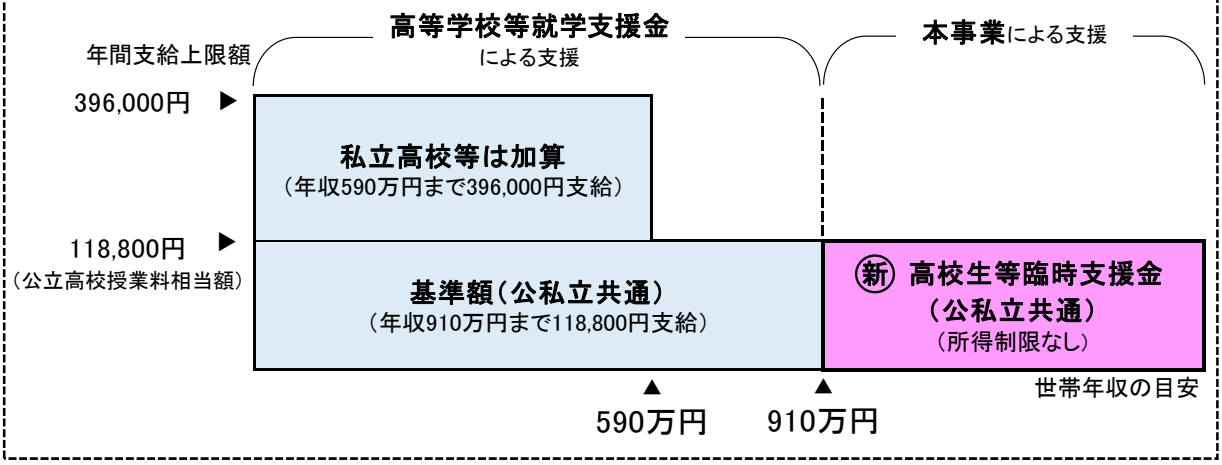

①［福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長　電話　045-210-3760］

②［教育局行政部財務課長　電話　045-210-8100］

○　高校生等奨学給付金の拡充　　7,300 万円

授業料以外の教育費への支援を拡充するため、高校生等奨学給付金に関する非課税世帯の支給額について、国公立の全日制及び定時制に通う第１子分を増額する。

＜支給額のイメージ＞

対象世帯		支給額			
		拡充前		拡充後	
		国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給		32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
非課税	全日制・定時制（第1子）	131,500円	152,000円	143,700円	152,000円
	全日制・定時制（第2子以降）	143,700円			
	通信制	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円

［教育局行政部財務課長　電話　045-210-8100］

イ　物価高騰対策（25 億　867 万円）

支援対象期間は、国の電気・ガス料金負担軽減支援事業の期間に合わせ、３か月（７～９月分）とする。

○　ＬＰガス料金の高騰に対する支援　22億7,304万円

ＬＰガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減させるため、ＬＰガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援する。

支援金支給先（支援対象者）	支援額
ＬＰガス販売事業者（一般消費者等）	1,710 円／世帯

［くらし安全防災局防災部消防保安課長　電話　045-210-3422］

○　特別高圧受電者に対する支援　2億3,562万円

電気代高騰の影響を受けている中小企業者や医療機関の負担を軽減させるため、特別高圧を受電する製造業、倉庫業、医療機関や商業施設等に入居する事業者を支援する。

支援対象者	支援単価
①特別高圧を受電する中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 1.0 円／kWh（７月・９月） 月 1.2 円／kWh（８月）
②特別高圧を受電する医療機関	0.8 万円／床
③特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	５万円／所

①、③［産業労働局中小企業部中小企業支援課長　電話　045-210-5550］

②［健康医療局保健医療部医療整備・人材課長　電話　045-210-4860］

(2) ６月補正予算案（その２）

○　医療施設の経営強化に向けた支援　18 億 2,628 万円

経営状況の急変等に直面している医療機関を支援するため、病床の適正化を行った医療機関への給付※について、追加で措置する。

※　１床当たり410万4,000円

［健康医療局保健医療部医療企画課長　電話　045-285-0732］

㊐○　産科・小児医療体制の確保　3 億 7,616 万円

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制や小児医療体制を維持するため、分娩取扱数が減少している施設や、小児入院患者数が減少している地域の拠点施設等に支援を行う。

［健康医療局保健医療部医療整備・人材課長　電話　045-210-4860］

㊐○　訪問介護等サービス提供体制の確保　2 億 8,967 万円

訪問介護等サービスを安定的に提供するため、県所管域の訪問介護事業者等が行う人材確保体制の構築や経営改善の取組に対して補助する。

［福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長　電話　045-210-4740］

㊐○　ヘルスケア産業の海外展開の促進　9,290 万円

未病産業をはじめとしたヘルスケア産業の海外展開を促進するため、企業コンソーシアムや国際機関と連携した調査・研究等を行う。

［政策局いのち・未来戦略本部室事業推進担当課長　電話　045-210-3281］

○　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の整備　2,988 万円

Ｊアラートの受信機等について、老朽化等に対応するため、更新する。

［くらし安全防災局防災部危機管理防災課長　電話　045-210-3420］

Ⅱ　条例案等について

1　提出予定議案の内訳

区　　分	提案件数
条　例　の　改　正	12 件
工事請負契約の締結	1 件
工事請負契約の変更	1 件
不　動　産　の　処　分	1 件
動　産　の　取　得	1 件
指定管理者の指定	7 件
そ　の　他	1 件
計	24 件
(参考)6月補正予算	2 件
合　計	26 件

2　条例案等の概要

【条例の改正】

○　地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

［政策局政策部NPO協働推進課長　電話　045-210-3700］

○　神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部改正等を踏まえ、県議会議員及び県知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成費用の公費負担等に関し、所要の改正を行う。

［政策局自治振興部市町村課長　電話　045-210-3160］

○　知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、宿泊料の名称を宿泊費に変更するとともに、定額支給から実費支給（上限付き）とするなど、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部人事課副課長　電話　045-210-2153］

○　県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、宿泊料の名称を宿泊費に変更するとともに、定額支給から実費支給（上限付き）とするなど、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部人事課副課長　電話 045-210-2153］

○　職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目を規則で定める等の規定整理を行うなど、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部労務給与担当課長　電話 045-210-2155］

○　神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

平塚合同庁舎の再整備により、湘南地域県政総合センター、平塚県税事務所及び平塚土木事務所を仮設庁舎（平塚市中里）に移転するほか、大和綾瀬地域児童相談所を綾瀬市内（綾瀬市深谷中）に移転するとともに、名称を綾瀬児童相談所に変更するため、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部人事課長　電話 045-210-2150］

○　選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、選挙長等の報酬の額について所要の改正を行う。

［総務局組織人材部人事課副課長　電話 045-210-2153］

○　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

役職定年制の導入による、特殊勤務手当の対象業務を担う職務の級の範囲の拡大に伴い、社会福祉施設等業務手当及び家畜等取扱手当について、支給上限額を引上げるため、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部労務給与担当課長　電話 045-210-2155］

○　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して、仕事と育児の両立に関する事項についての意向確認を義務付けるなど、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部労務給与担当課長　電話 045-210-2155］

○　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、1年につき10日相当の範囲内で取得できる部分休業に係る規定を新設するなど、所要の改正を行う。

［総務局組織人材部労務給与担当課長　電話 045-210-2155］

○　民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行う。

［福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長　電話　045-210-4740］

○　神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく再編・統合により、田奈高等学校と麻生総合高等学校を新たに青葉総合高等学校として、また、小田原城北工業高等学校と大井高等学校を新たに小田原北高等学校として設置するため、所要の改正を行う。

［教育局総務室県立高校改革担当課長　電話　045-285-1011］

【工事請負契約の締結】

名　称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約	横浜市西区紅葉ケ丘9－1	丸茂電機株式会社	6億6,000万円

［福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長　電話　045-210-3830］

【工事請負契約の変更】

インフレスライド条項の適用等に伴い、工事請負契約を変更する。

名　称	請負契約者	請負契約金額	
		変更後	変更前
一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約	大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体	215億887万8,600円	（当初契約額） 169億9,500万円 （現契約額） 185億6,307万9,700円

［県土整備局河川下水道部河港課長　電話　045-210-6470］

【不動産の処分】

○　不動産の処分について（逗子市小坪二丁目県有地）

土地　逗子市小坪二丁目 1042 番1

地積　23,646.00 ㎡

地目　山林

売却予定金額　1億 1,834 万 4,600 円

売却の相手方　逗子市

［総務局財産経営部財産経営課長　電話 045-210-2501］

【動産の取得】

○　通信機器

県立高校等における通信機器を整備するため、購入契約を締結する。

品　　目	数　量	契約者名	契約金額
通信機器	449台	東日本電信電話株式会社	5億6,870万円

［教育局総務室ICT推進担当課長　電話　045-210-8073］

【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名　　称	主たる事務所の所在地	
①	相模湖交流センター	アクティオ株式会社	東京都目黒区東山一丁目５番４号KDX中目黒ビル6階	R8.4.1～R13.3.31
②	宮ケ瀬やまなみセンター 宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地 宮ケ瀬湖カヌー場	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	愛甲郡清川村宮ヶ瀬940－4番地	R8.4.1～R13.3.31
③	地球市民かながわプラザ	公益社団法人青年海外協力協会	長野県駒ヶ根市中央16番7号	R8.4.1～R13.3.31
④	21世紀の森	株式会社アグサ	南足柄市中沼305番地1	R8.4.1～R13.3.31
⑤	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設	みうら漁業協同組合	三浦市三崎五丁目12番5号	R8.4.1～R13.3.31
⑥	女性自立支援施設	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会	横浜市	R8.4.1～R13.3.31
⑦	聴覚障害者福祉センター	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会	藤沢市藤沢933番地の2	R8.4.1～R13.3.31

①相模湖交流センター、②宮ケ瀬やまなみセンター

［政策局政策部土地水資源対策課長　電話 045-210-3100］

②宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

［環境農政局緑政部自然環境保全課長　電話 045-210-4301］

②宮ケ瀬湖カヌー場

［文化スポーツ観光局スポーツ課長　電話 045-285-0791］

③地球市民かながわプラザ

［文化スポーツ観光局国際課長　電話 045-210-3740］

④21 世紀の森

［環境農政局緑政部森林再生課長　電話 045-210-4330］

⑤宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設

［環境農政局農水産部水産振興担当課長　電話 045-210-4532］

⑥女性自立支援施設

［福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長　電話 045-210-3630］

⑦聴覚障害者福祉センター

［福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長　電話 045-210-4700］

【その他】

○　損害賠償の額の決定について

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故について、保険給付等に関する求償があったため、損害賠償の額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

［警察本部警務部監察官室室長代理　電話　045-211-1212　内線 2861］

問合せ先

Ⅰ　補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長	馬淵	電話 045-210-2250
課長代理（予算調整担当）	稲田	電話 045-210-2252

Ⅱ　条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長	石田	電話 045-210-3012
企画調整第一グループ	長野	電話 045-210-3022